

公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部を改正する規程の制定について

1 趣旨

設立団体の青森市に準じて実施している給与抑制について、青森市では、一般職員の給与抑制を解除するとともに、特別職及び管理職職員については給与の削減率を緩和することとし、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間、給料月額等の減額措置を講ずる予定であることから、本学においても必要な措置を講ずるものである。

2 改正内容

管理職手当の支給を受けている教員職員及び事務職員の削減割合については、それぞれ100分の5とする。

3 施行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで施行する。